

2019 年度入学試験問題 (第 2 回)

社 会

(30 分)

【注 意】

- ① この試験の問題文・設問は、1 ページから 6 ページに印刷されています。
問題は **1** と **2** があります。
- ② 解答は必ず「解答用紙」のきめられたわくの中にはっきり書きなさい。

1 次の文章を読み、設問に答えなさい。

※なお、各資料は読みやすくなるように一部表現を変えています。

2018年7月、「長崎と天草地方の潜伏^{せんぷく}キリシタン関連遺産」が、ユネスコの世界文化遺産に登録されました。これら遺産のうち、1864年にフランス人宣教師が長崎に建てた大浦天主堂は、日本最古のカトリック教会堂で、国宝にもなっています。幕末にこの大浦天主堂で、長崎の浦上村^{うらかみ}の人たちがキリスト教の信者であることを宣教師に告白し、大きな問題となりました。当時は、江戸幕府によってキリスト教の信仰が禁止されていた時代だったからです。

そのような時代に、そもそもなぜ教会堂が建てられたのでしょうか。1858年に幕府はアメリカと(1)条約を結び、オランダやロシア、イギリス、フランスとも似たような条約を結びます。この条約によっていくつかの港が開かれ、貿易が始まりました。また港のまわり^①に外国人が住むことになり、彼らの自由な信仰を許すよう外国から求められた幕府は、それを認めます。こうして外国人が住む地域には、いくつかの教会堂が建てられたのです。目新しい教会堂へは、多くの日本人が見物に訪れたようです。しかし幕府は見物人を捕まえるなどして、日本人に対しては引き続きキリスト教の信仰を禁止しました。

この方針は明治になってからも同じでした。1867年、15代将軍徳川慶喜が(2)を行って政権が朝廷へわたり、明治新政府がたてられました。政府は一般の人たちが守るべき五つのことを立て札に書いて命令し、その中でキリスト教の信仰を禁じています。

そして1868年から1870年にかけて、政府は浦上村の信者たちを捕らえ、3000人以上の人たちを日本各地に追放しました。しかし1873年に入ると、政府は立て札を取り去り、追放されていた浦上村の人たちは地元へ帰ることができました。多くの人々はこの出来事によって、キリスト教の禁止が解^とかれたと考えました。

この政府の対応の変化は、ある使節団と深い関わりがあります。1871年末に横浜^②を出発した(3)をリーダーとする政府の使節団は、アメリカを訪れたあとヨーロッパをまわり、西洋の文化や社会を学びました。このとき行く先々で、日本がキリスト教を禁じていることが問題とされたのです。この使節団の大きな目

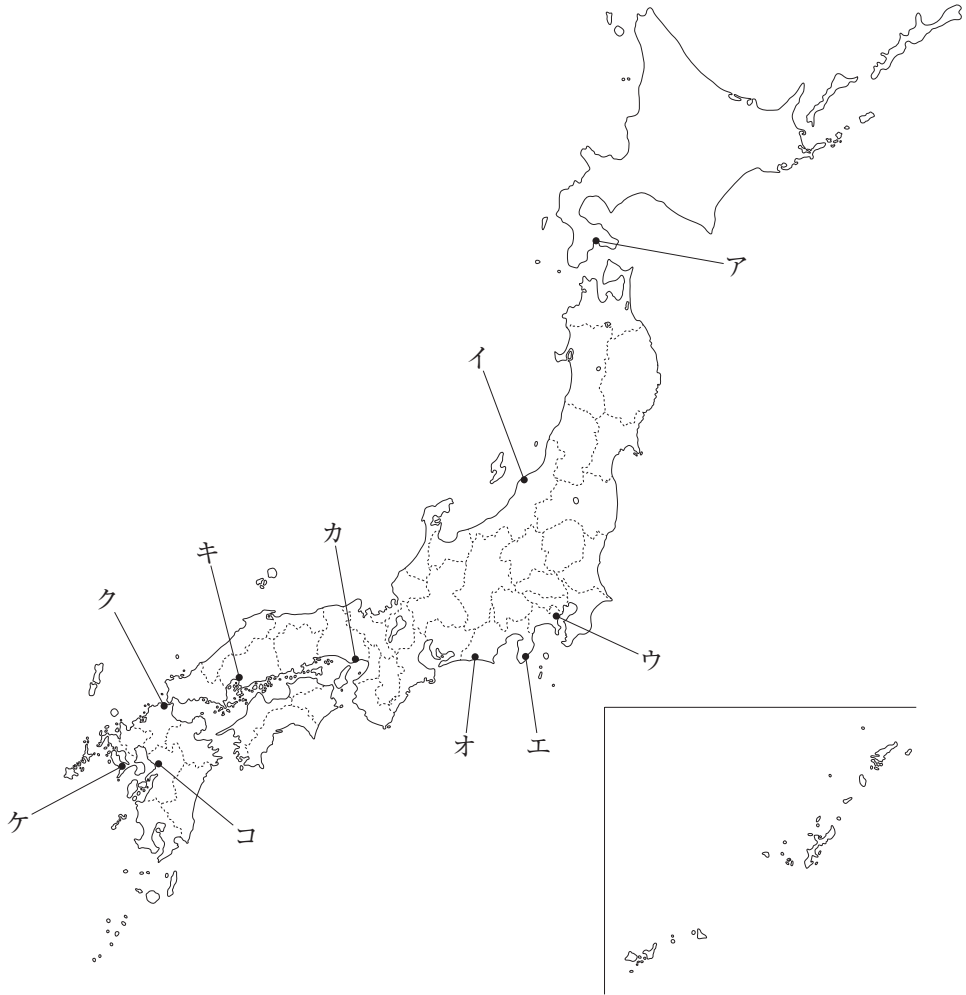
的の一つは、幕末に結んだ不平等条約の改正について交渉することでした。しかし交渉にあたったアメリカの国務長官は、浦上村の人たちへの政府の対応を批判して、政府が人々の信仰の自由を守らなければ、条約の改正には応じられない、という態度をみせています。

この旅を通じて、政府の人々は、西洋の国の中心にキリスト教があることを知りました。これはまた、日本の国の中心に何を置くかという問題を考えるきっかけにもなりました。使節団のメンバーでのちに初代総理大臣となった(4)は、大日本帝国憲法の方針について説明するとき、日本には欧米のように、人の心をつまとめるような国の中心になる宗教がない、だから日本の中心とすべきはただ【A】だけである、ということを行っています。

こうして【A】によって定められた大日本帝国憲法では、第二十八条で信仰の自由が認められています。しかし一方で、次のような事件も起きています。1890年に教育勅語(教育・道徳についての天皇の言葉)が出され、学校でその読み上げが行われました。そのとき天皇への敬^{うやま}いを示すため、教師や生徒は壇^{だん}の上に置かれた教育勅語にむかって深くおじぎをするきまりになっていました。しかし第一高等中学校の教師だった内村鑑三^{うちむらかんぞう}という人物は、熱心なキリスト教徒だったので、頭を深く下げませんでした。彼は自分の信仰を傷つけないために、おじぎをしなかった、とのちに友人への手紙に書いています。キリスト教の神以外^{おが}を拝むことはできない、と感じたのです。しかしこのときの内村の行動は、天皇に対する不敬^{ふけい}(敬いに欠けること)だとして、他の教師や生徒からひどく責められ、結局彼は仕事を辞めなければなりません。大日本帝国憲法ができたあとも、江戸時代とはちがった形で、人々の信仰の自由はさまたげられていたと言えるでしょう。

問1 本文中の(1)～(4)に適切な語を答えなさい。

問2 下線部①について、この条約で開港が予定された地は、(1)神奈川(2)長崎
(3)新潟(4)兵庫の四か所です。(1)～(4)のおよその位置を地図中のア～
コより選び、記号で答えなさい。



問3 下線部②について、なぜ政府はキリスト教に対する対応を変えたのでしょうか。本文と[資料]を読んでわかることを、それぞれ1つずつ答えなさい。

[資料] 久米邦武(使節団の書記)による記録

イギリスへ渡ると、英国公使パークス氏が我々をイギリス中に旅行に連れていった…(中略)…パークス氏は「日本は西洋の文明文明というけれども、どうもただ機械や武器などの物質にばかり注目をしている。あれではまだ文明にならない、西洋がさかえた基礎として大切なのは宗教だ。文明の根本を知らせよう」といって、日曜には我々を教会に連れていった…

(『久米邦武歴史著作集』第三卷)

問4 下線部③について、以下の問に答えなさい。

(1) 政府が目指した不平等条約の改正とは、何をどのようにすることか2つ答えなさい。

(2) 1911年に欧米と完全に対等な条約を結んだ外務大臣は誰ですか。

問5 【A】に最もふさわしい単語を本文中から抜き出して答えなさい。

問6 下線部④について、なぜこのように言えるのでしょうか。大日本帝国憲法での信仰の自由についてのきまりにもふれながら、本文を読んでわかることを答えなさい。

2 次の文章を読み、設問に答えなさい。

今年で10年目を迎えた裁判員制度は、国民が裁判に参加してどのような判決にするのかを裁判官と一緒に決める制度です。これまでの裁判は、法律の専門家(検察官・弁護士・裁判官)が中心となっていました。注意深く、細かいところまで気を配って検討して、詳しい判決を書いていました。しかし、専門的な正確さを重視するために裁判手続きや判決が国民にとって理解しにくいことや判決が出るまでに長い期間を必要とすることがありました。

そこで、政府は、国民の司法参加を検討し、法律の専門家である裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識や経験を生かして一緒に判断することにより、国民の理解しやすい裁判を実現するように裁判員制度を提案しました。いつもは学生・会社員・主婦(夫)として学んだり、働いたりして生活するふつうの人々が裁判員として裁判に参加することにより、法律の専門家も、すみやかに国民にわかりやすい裁判にするように努めることとなります。また、法律の専門家が当然と思っているような考え方や仕組みについて、裁判員が質問や意見を出すことによって、裁判が国民の理解しやすい納得のいくものになると考えられます。

裁判は、人権に深く関わるものであり、すみやかに正しく行わなければなりません。裁判員裁判では、すべての事件で公判(*)前整理手続を行い、すみやかに、足りない点や欠陥がない裁判を行うための準備をすることになっています。公判前整理手続とは、その事件での検察官と被告人の対立点は何か、そのどちらが正しいのかを証明するために最も適切な証拠は何か、どのような方法でその証拠を確かめることが最もわかりやすいかなどについて、裁判官、検察官、弁護士が相談し、日程を調整し、判決までの計画を立てます。

その上で裁判を行いますので、裁判員も、裁判の内容をよく理解でき、しっかりと話し合いをした上で判断できます。また、これまでの裁判は、約1か月おきに行うことが多かったのですが、裁判員が参加する裁判は、公判前整理手続の中で前もって準備を行うことができるため、毎日裁判を行うことができるようになり、多くの裁判は数日で終わることになります。

(*) 法廷で実際に裁判を行うこと

問1 下線部①について、裁判員裁判は、どのような事件を対象とするか、次のア～エからあてはまるものを1つ選び、記号で答えなさい。

ア 行政事件 イ 民事事件 ウ 刑事事件 エ 家事事件

問2 下線部②について、裁判員制度のほかに国民が司法にかかわる制度に国民審査があります。この制度の対象となるのはどの裁判所の裁判官か答えなさい。

問3 裁判員制度が導入^{どうにゅう}される前の裁判では、どのようなことが問題となっていたか、問題文を参考にして答えなさい。

問4 下線部③について、法律の解釈・適用^{かいしゃく てきよう}は裁判官だけで行うことになっています。法律・命令・処分が憲法に違反していないかどうかを判断する権限を何というか答えなさい。

問5 下線部④について、裁判員裁判で、公判前整理手続きが行われるのはどうしてか、問題文を参考にして答えなさい。

